

使用料改定にあたっての論点

論点		目的	R5改定		R8改定	R11改定
			議論	結論	議論	議論
改定率		財源不足の解消に必要な使用料を決定する	使用料単価を、最低限の目安とされる150円/㎡/月とすることを目標とする (令和2年度の有収水量を基に、150円/㎡/月となるよう総額を算出)		・資本費算入率 ・市民への負担感	→
使用料体系	区分	使用料対象経費を、個々の使用者に対してどのように配分し、負担させるのかを決定する	【鎌倉市の現状】 ・小口使用者が全体の約2/3を占めている ・人口減少や節水型の機器の普及、世帯の少人数化が今後も続くと見込まれる →受益者全体で下水道事業を支える	・現行の区分を維持 ・次回以降、接続に対して一律に負担する基本使用料のあり方を検討	・基本使用料のあり方(基本水量) ・各区分の水量	→
	累進度		【試算】 ・試算1:料金区分(中間層)の細分化 ・試算2:基本使用料区分の拡大(10㎡) ・試算3:基本使用料の比率を高める ・試算4:全区分一律改定 →区分の細分化や基本使用料区分の拡大は、区分ごとの不公平感が出やすい	・累進度を下げる	・累進度の設定	→
減免制度		福祉的な支援の必要性を決定する	議論なし ※R3.4 生活保護受給者の減免廃止(生活扶助費に下水道使用料相当額が含まれているため)	—	・基本水量に変更があった場合の減免水量	→